

令和4年6月28日開催

教育委員会会議録

福知山市教育委員会

- 1 開会の日時 令和4年6月28日(火)
午後1時30分
- 2 閉会の日時 令和4年6月28日(火)
午後2時03分
- 3 招集の場所 市民交流プラザふくちやま 3階 視聴覚室
- 4 出席委員の氏名 廣 田 康 男
塩 見 佳 扶 子
和 田 大 顕
加 藤 由 美
織 田 信 夫

5 福知山市教育委員会会議規則第4条により列席したもの

教育部長	伊 藤 信 夫
教育委員会事務局理事	足 立 高 広
次長兼教育総務課長	垣 谷 敏 数
次長兼学校教育課長	八 瀬 正 雄
学校教育課担当課長兼教育総務課	八 板 嘉 展
学校教育課総括指導主事	新 井 敏 之
次長兼生涯学習課長兼中央公民館長	浅 田 久 子
中央公民館管理担当次長	荻 野 幹 雄
学校給食センター所長	村 瀬 勝 子
図書館長	山 路 智 子

6 福知山市教育委員会会議規則第15条による会議録作成者

次長兼教育総務課長	垣 谷 敏 数
-----------	---------

7 議事及び議題

別添のとおり

8 質問討議の概要

別紙会議録のとおり

9 決議事項

議第5号 原案どおり可決、承認

議第6号 原案どおり可決、承認

議第7号 原案どおり可決、承認

議第8号 原案どおり可決、承認

福知山市教育委員会会議規則第15条により署名する者

福知山市教育委員会 教育長

福知山市教育委員会 委員

福知山市教育委員会 委員

福知山市教育委員会 委員

福知山市教育委員会 委員

教育委員会会議録調製者 教育部長

教育委員会会議録

1 開会

廣田教育長が開会を宣告。

廣田教育長 傍聴人から傍聴の申請があります。
許可をしてもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

廣田教育長 許可をさせていただきます。

2 前回会議録の承認

廣田教育長 前回の会議録については、異議ありませんでしょうか。

全委員 異議なし。

廣田教育長 それでは、異議がなければ承認をお願いします。
あとで会議録に署名をお願いしたいと思います。

3 教育長報告の要旨

廣田教育長から以下の報告がありました。

(1) 令和4年度市議会第2回定例会一般質問

ア 6月14日(火)

(ア) 足立治之議員

○福知山在住の外国人の日本語学習について

「就学前の児童や、義務教育の児童や、義務教育を終えた年代の学生については、それぞれに対してどのような対応をされているのか。」

・義務教育期間においては、外国にルーツのある児童生徒で日本語理解に困難のある児童生徒に対して、市のスクールサポーターを配置し、学校生活全般の支援と授業内容等が理解できるよう支援して、日本語学習が進むようなサポートを行っている。

・現在、市立小中学校5校において8名の児童生徒を支援している。

イ 6月15日(水)

(ア) 尾嶋厚美議員

○スクールカウンセラーの現況について

「本市のスクールカウンセラーの現況はどのようになっているか。」

・国が示すスクールカウンセラーの職務内容は、児童生徒、保護者及び教員が抱える様々な悩みに対する相談面接を行うことや、児童生徒の心身の状況や家庭環境などからアセスメントを行い、相談者に対して適切な助言・援助等を行うこととされている。

・本市においては、市立小中学校に臨床心理士の資格を持つスクールカウンセラーが、京都府によって配置されている。

・配置の現況としては、経験豊かな13人のスクールカウンセラーが、おおむね月に3～4日程度、市内全校に勤務している状況である。

・なお、令和3年度中のスクールカウンセラーの相談件数は、市立小学校においては257人、延べ1,351回、市立中学校においては181人、延べ1,584回の対応をしている。

「スクールカウンセラーはどのような対応をして、これまでどのような成果があったか。」

・冒頭で申し上げたようにスクールカウンセラーは、カウンセリングの実施を基本としているが、さらに校内での個別の事例検討会議に参加したり、児童生徒自身のストレスへの対処方法を伝えたり、学級や学校集団に対するアセスメントを教員に伝えるなど、相談者の状況に応じた適切な助言や援助を行っているところである。

・学校から聞いている具体的な成果を幾つか紹介させていただく。

・まず、児童生徒と保護者への継続的なカウンセリングや助言によって、児童生徒自身が自分の意見を言えるようになり、児童生徒・保護者ともに生活面や精神面の安定が図れた例がある。

・また、児童生徒がカウンセリングを受けられる安心感から欠席日数の減少につながった例や、あるいは自傷行為等の危険性がなくなった例も報告されている。

・これらは、児童生徒やその保護者を支える適切な対応を行った成果と考えている。

・さらには、適切な方法を模索しながら支援にあたっていた教員が、スクールカウンセラーからの的確なアドバイスを受けることにより、児童生徒や保護者への適切な支援につなげたこと、また教員自身の資質向上にも効果があったことは、スクールカウンセラーの配置の大きな成果と考えている。

「本市のスクールカウンセラーに関する課題や今後の改善点は。」

・学校で児童生徒の悩みを早期に発見し、早期に解消できるよう教員の研修や情報共有の機会をさらに充実させることや、児童生徒自身が困難に対処する方法を身につけるための授業を着実に実施できるよう人的配置の充実が必要である。

・業務が繁忙であることに加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等をはじめとして、児童生徒の困難な状況に対するスクールカウンセラーへの相談ニーズも増加していることから京都府へ勤務日数を含めた人員配置の増加を要望していきたい。

「個々のスクールカウンセラーの意識改革への対策をどのように考えるか。」

・先ほど御紹介したとおり、本市においてはスクールカウンセラーが国の示す職務内容を理解し、臨床心理士の専門的な知識を踏まえて、適切な助言・援助ができていると認識している。

・今後とも、国の示すスクールカウンセラーの職務内容を着実に実施するため、府や市の実施するスクールカウンセラー連絡協議会等における研修機会への参加を促しながら、引き続きスクールカウンセラーとしてのスキルを維持し、さらなる向上につながるよう支援を進めたい。

・また、スクールカウンセラーに求められる役割を十分に果たしてもらうため、教員や関係機関と連携しながら「チーム学校」の一員として、より一層の活動ができるよう人的配置の充実を京都府にも働きかけていきたい。

(イ) 森下賢司議員

○ヤングケアラー問題への対応は

本市における実態把握の現状や対応策への考え方などを問う。

「この問題の社会的認知度を向上させ、理解を深める取組を進める」とのことだったが、どのような取組がなされ、今後の見通しはどうか。」

・昨年度、教育委員会では児童生徒の困難な環境を改善するために京都府が配置する「まなび・生活アドバイザー」を対象に、ヤングケアラー現状等の理解を進める研修を行い、さらに教職員への研修動画を学校へ提供するなど、各校での認識が進むような取組を実施してきた。

・今年度は、引き続きヤングケアラーの理解を深めるための教職員研修を積極的に

行うとともに、新たな取組として、日常的に児童生徒と接している教師が、ヤングケアラーの視点をもって児童生徒の状況把握とその集約を進め、関係機関との連携と共有化のもと、対応の方向性を提示していきたいと考えている。

○これからの中学校部活動の在り方について、地域移行や全市域クラブ化などが模索される中、本市の考え方などを問う。

「本市立中学校の運動部活動で、少子化に伴う部の維持・存続や、生徒が望む競技が選択できているか。また、課題はあるか。」

- ・少子化等による生徒数の減少等により、学校での部活動が持続可能性という面で厳しさを増していることは全国的な課題である。

- ・本市においても、学校規模による生徒数によって、設置できる部活動の数には違いがあり、生徒の選択において学校ごとに差があるのが現状である。

- ・また、大会等の競技に必要な部員数の確保は難しいが、学校間で合同チームを組んで部活動を維持できているケースもある。

- ・しかし、移動手段や活動時間等の条件により合同練習の回数が限られたり、単独での活動においては活動内容に制限があったりする等の課題も見られる。

「地域移行や外部指導者登用について、本市の動きや考え方は。」

- ・スポーツ庁における「運動部活動の地域移行に関する検討会議の提言」が令和4年6月6日に出され、地域における持続可能で多様なスポーツ環境の一体的整備により、生徒の多様なニーズに合った活動機会を充実させること、学校の働き方改革を推進すること等を目指し、まずは休日の活動について、学校の運動部活動から地域での活動へと段階的に移行させていく方向性が示されたところである。

- ・また、本市においても今後の地域移行等の方向性も見据え、一部地域においては地域が主体となって受け皿をつくる取組も進めようとして進められていると承知している。

- ・教育委員会においては、現状の部活動の課題を踏まえ、技術指導の充実や教職員の負担軽減等を目的に、既に外部指導者や部活動指導員等の配置等の取組を進めてきている。

- ・また、教育委員会が中学校校長会や中学校体育連盟の代表者等を委員として、令和2年度に設置した「部活動の在り方検討会議」では、地域の人材の活用や地域移行に向けたよりよい体制づくり等をはじめ、今後の部活動の在り方について検討を進めているところである。

「本市で地域移行を本格的に検討していく上での課題や支障はあるか。」

- ・まず、地域での受け皿となる多様なスポーツ団体と指導者が必要となるため、その確保と人材育成が課題となる。

- ・また、大会等の参加や運営、選手登録の取扱い等をはじめ、学校での部活動と地域のクラブチームでの活動の整理や調整も必要となる。

- ・その他、活動できる施設や場所の確保、移動手段、地域で活動することによる費用や保険の在り方、地域のスポーツ団体等と学校との連携等の課題も考えられる。

- ・これらの課題を今後検討していく中で、国や府の動向も踏まえ、本市において整理していく必要がある。

「保護者の間では、市立中学校の部活動がなくなる、との不安の声があるが、どうなるのか。」

- ・これまでの学校の部活動における意義は大きいと考えており、現時点で学校での部活動をなくすということは考えていない。

- ・まずは、休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことについて検討を進めていく。

「今後、地域移行を進めていくことの方向性は。」

- ・将来にわたり子どもたちがスポーツに継続して親しみ、多様な体験機会を持続的に確保できる環境を整備していくことは重要であると考えている。

・また、部活動の地域移行は、学校の働き方改革の推進と学校教育の質の向上につながる有効な方向性であり、学校だけでなく地域一体となって取り組まなければ実現できないと考えている。

・スポーツ庁等の提言や通知を踏まえ、部活動の意義を継承・発展させながら地域移行をはじめとした今後の部活動の在り方について、関係部署・各種団体等の関係機関等と情報共有をはじめとした連携を図りながら、引き続き検討を進めていきたい。

(ウ) 金澤栄子議員

○コロナ感染症第6波の実態と今後の対策について

学校教育への影響について

「市立小中学校で、第6波における感染者や濃厚接触者など、出席停止の人数はいかほどとなるのか、また学校休業や閉鎖の数は幾つあるのか。」

・市立学校における新型コロナウイルス感染症第6波の影響については、オミクロン株による児童生徒への感染拡大が始まった令和4年1月以降として、5月末までの状況を報告する。

・第6波による市立学校児童生徒への感染者数は1月から3月までが530人、4月から5月までが379人、合計909人が報告されており、全児童生徒数に対する罹患率はそれぞれ8.8%と6.3%となる。

・また、1月から3月までの学校休業は2校で、学級閉鎖は166学級あり、閉鎖基準を変更した4月以降の学校休業はなく、学級閉鎖が9学級となっている。

・出席停止については、新型コロナウイルスに感染した児童生徒及び同居家族を含む濃厚接触者、学級閉鎖となり自宅待機となる場合や感染が疑われる風邪等の症状がある場合、感染不安により学校を休む児童生徒をも対象としているものである。

・出席停止となった市立小中学校児童生徒は、1月から3月が1,327人、4月以降では1,019人を数え、それぞれの期間で全児童生徒の約21.9%、約16.9%となっているところである。

「出席停止になった児童生徒への対応はどのようにしていたのか、タブレット端末の活用状況はどうであったのか、学習支援はどのようにされていたのか。」

・出席停止となる期間は、児童生徒それぞれの状況によって異なるが、学級閉鎖では2日から5日、濃厚接触者や感染者となれば7日から10日程度は登校できなくなるものであり、子どもたちの様子についてはタブレットを活用したオンラインや電話により健康観察を行っている。

・また、この間の学習支援については、大多数の学校が一人一台タブレットを活用して、オンライン学習やアプリを使った課題の配信、授業内容の配信を行うなどICT機器を積極的に利用して学習を補ったところである。

・出席停止等が解除された後の登校時には、学習の基盤となる子どもの心と身体の健康状態を丁寧に観察するとともに、休み時間や放課後等の時間を活用し補習等を行い、可能な限りの授業内容の回復を実施している。

「国から配布された抗原検査キットの利用状況はどのようになっているのか。」

・抗原検査キットは、国及び京都府から令和3年度中に計2回本市に配布された。国からは340個、京都府からは230個を教育委員会へ市立学校分として送付され、教育委員会から各小中学校及び幼稚園に配布した。

・各校に配布した抗原検査キットは、原則、社会機能維持者である教職員が、感染者と接触した場合や、校内で濃厚接触者となった場合等、早期の感染状況の確認や自宅待機期間の短縮を目的に活用したところである。

「教職員のPCR検査はどのようにされていたのか。」

・教職員のPCR検査は、本人の体調不良、同居家族の感染や職場等での濃厚接触者となった場合に各自で医療機関を受診したものである。

「学校における感染拡大、家庭感染を広げないためには少人数での学習、学校での分散学習が必要と考えるが、どのように対策を進めていくのか。」

・本市においても感染者の減少傾向も認められ、社会活動も少しずつ回復し、教育現場での各種活動も幅を拡げつつある。しかしながら基本的な学校生活においては、従来どおりの手指消毒、うがい手洗いの励行等、基本的な感染対策の継続が必要と考えている。

・原則、密を避けるための換気、児童生徒の席の間に可能な限りの距離を置くことや、対面とならないような工夫をしながら、継続した教育活動を行うことが大切であると考えている。

ウ 6月16日(木)

(ア) 小松遼太議員

○マスク着用や黙食などコロナによる制限を受ける子どもたちを取り巻く教育環境は

子どもたちの健やかな成長と教育機会の観点から問う

「本市のコロナ禍での学校におけるマスク着用や黙食、運動や課外学習、プールにおける現状はどうか？」

・5月24日付で文部科学省より「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」通知があり、本市教育委員会はこれに基づいて、コロナ対策の基本的な考え方を各校へ通知し、保護者へ対応についてお知らせしたところである。

・この通知とお知らせでは、基本的な感染対策として密の回避、人との距離、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生は、引き続き必要であることを明記している。

・登下校時のマスク着用について、本通知より前から学校では、気温が高いときは熱中症のリスクが高いことから、マスクを外すなどの指導を積極的に行ってきたところである。しかしながら、様々な考えが保護者や児童生徒にもあり、一律にマスクを外しているといった状況ではない。

・体育の授業においては、マスクの着用は基本必要としないが、間隔が十分取れない場合や熱中症になるリスクの少ない場合にはマスクを着用することとしている。

・また、マスクを外した状況での食事での会話は飛沫感染のおそれがあるため、給食時には向かい合わずに静かに食べる黙食を各校で引き続き徹底している。

・修学旅行や校外学習などの課外学習についても、感染対策を講じながら内容を工夫して行っている。

・プールについては、過去2年間は一律に中止としていたが、今年度は文部科学省のマニュアルやスポーツ庁のガイドラインによる感染対策を講じた上で、各学校の判断で実施を可としている。

・感染対策としては、プール内外での密集を避けることや更衣室の少人数での使用、不必要な会話の制限、必要なところの適宜消毒等が示されている。

・学校により規模や感染状況、施設整備の状況が異なっており、今年度、水泳指導を実施する小学校は6校である。

「プールの中止については教育機会の損失であると考えているが、それを補完する対策は？」

・水泳指導を中止する学校では、その補完は見出しにくい状況ではあるが、その場合は体育の授業での水泳指導に変わる他の運動実技の指導に置き換えており、体力の維持向上に努めている。

「マスクの着用に学校間での指導にばらつきがあるのはなぜか？」

・マスクの着脱については、教育委員会から学校へ統一した指導の通知を行っているが、保護者や児童生徒本人の考え方もあり、それらを尊重した結果、児童生徒のマスクの着用については一律とはなっていない状況がある。

・また、学校現場では学校規模や感染状況が異なる中で、児童生徒の感染防止を第

一に考え、状況に応じて様々な感染防止対策を講じながら教育活動を行っている。

・その結果として、学校間での指導に差異が生じている場合もある。

「5月下旬に、文科省よりきつい方針となっていたが、（そのときは子どもの命をとなっていたが）命を考えるなら夏季のマスク着用は熱中症のリスクが高く、コロナによる命に関わる事象よりもはるかにリスクがあると思うが、教育委員会として通達しているのか、またはしっかりと巡回指導しているのか？」

・教育委員会としては5月24日の文部科学省の通知を受け、各学校に5月27日付で「学校生活の中での児童生徒のマスク着用について」の保護者宛文書を送付している。この文書に基づいて、熱中症のリスクが高い場合は、マスクの着用の必要はないなど、保護者への周知と児童生徒への指導を各校において行っている。この件に特化した巡回指導は行っていない。

「いつまで学校の決まりで（家に帰った後も）マスク着用を基本とするのか？これは一部の学校だけなのか？今回の保護者文書は学校生活に限るものなのか？帰宅後のマスクの着用は保護者や自身の判断と捉えてもよいのか？」

・今回のマスク着用についての保護者宛の文書は、学校生活を基本としており、帰宅後や休日の生活については、保護者や自身の判断によるものであり、着用を禁止したり、強制したりするものではない。

「実際にコロナ差別のような事例が起きている。コロナ差別を抑える意味でマスク着用を基本とするというのは外すべきだと考えているが見解は？ワクチンなどもそうだが、コロナ禍により差別に対してどのように対処していく考えか？」

・マスクの着用やワクチン接種については様々な意見が分かれるところであるが、それぞれの考え方や思いがあることを尊重することも重要であるとする。

・マスクを着用することやしないこと、またワクチン接種を希望することやしないことによって差別が生じないように子どもたちに丁寧に指導し、子どもたちが安心して学校生活を送れるよう努めていきたい。

・また、新型コロナウイルスに起因する差別の問題は、そのような行為が学校や家庭等で起きないように、これまでから繰り返し指導を徹底しているところである。

「低学年の子どもは適切な判断ができないと考えるが、熱中症リスクが高いときは外してもよいではなく外してくださいと指導すべきではないか？（もちろんマスクをつけたい人はつけた上で）」

・熱中症のリスクが高い夏場においては、特に小学生などマスクの着脱の判断が難しい年齢の子どもへは、人と十分な距離を確保し会話を控えることを指導した上で、登下校時や屋外ではマスクを外すよう積極的に声をかけるなどの指導が必要であると考えており、その旨、各学校に通知している。

「福知山市としてのマスク着用や黙食などをどう捉えており、今後はどのように教育機会を拡充していくつもりか？」

・まずは、児童生徒が安心安全な学校生活を送れるよう努めていきたい。

・また、マスク着用や黙食については、引き続き国や府の方針に基づき対応を行うとともに、保健所の指導を仰ぎながら可能な限り、教育機会の拡充を図っていきたい。

（イ）大谷洋介議員

○小・中学校の児童生徒への不登校対策について

「コロナ禍等により全国的に不登校児童生徒の人数が増加していると聞く、福知山市の児童生徒の状況はどのようになっているのか。」

・本市では、年間30日以上欠席している長期欠席児童生徒のうち、病気や経済的理由を除く、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因等によって登校しない、あるいは行けない状況にあるものを不登校として捉えている。

・令和3年度（令和4年3月末）の小中学校の児童生徒のうち、不登校として把握

しているのは、小学校においては52人で全児童数の1.27%、中学校では122人で全生徒数の6.27%が不登校となっている。

・令和2年度末時点では小学校が1.01%、中学校が4.91%であることから、特に中学校では1ポイント以上の増加となり、本市においても全国や府内の状況と同様に増加傾向にある。

・不登校に至る要因としては、これまでからも学校適応の課題だけではなく、本人のメンタルや生活習慣、友人関係や学力、無意欲等が挙げられ、また家庭の養育力や経済的な理由に起因するもの、発達課題に起因するもの等、様々な要因が複合的に関連している。

・さらにコロナ禍による一斉休校や学級閉鎖等、学校活動の制限や生活環境の変化で多くの児童生徒が心身に不調を感じているとも言われ、市の教育相談の述べ件数が令和2年度の952件から令和3年度の1,220件と急増していることもこれを裏づけており、数値的にも厳しい状況が続いている。

「増加傾向にある不登校児童生徒への対応として、学校・教育委員会はどのような対応を行っているのか。」

・学校現場・教育委員会としても不登校対策は喫緊の課題であると考えており、今年度からは新たに、未然防止・初期対応・自立支援の3つの視点から対応を見直し、一層の支援を行うこととしている。

・まずは、未然防止として学校が児童生徒にとって引き続き魅力ある場所であることを第一として、学校が楽しいと感じられる授業づくりやルールづくり、人間関係づくりへの情報提供や支援を学校に行い、『響』プラン・Fの方針による個別最適な支援も進めている。

・次に初期対応として、不登校傾向の早期対応を図るため、各校では教育相談部会等を中心にスクールカウンセラー、まなび生活アドバイザー等の活用を進めている。

・さらに学校からの月例報告の中で、理由を問わず欠席日数が10日以上ある児童生徒については、市教育相談室との早期連携を図り、令和3年度より設置した「不登校支援連携チーム」も活用しながら、有効な支援策を学校にアドバイスしているところである。

・自立支援に係わっては、専門的な所見や助言を生かした包括的な支援、例えば登校渋りを見せる児童生徒が多い学校には「子どもよりそい支援員」を配置し、朝の出迎えに行ったり、各学校では別室登校や放課後登校等を行ったりして、児童生徒の個々の状況に応じ工夫をしながら対応にあたっている。

・適応指導教室「けやき広場」は、体験活動や異年齢交流、学校復帰も選択肢の一つとする居場所として機能しており、様々な悩みに対しては支援員や相談員、臨床心理士の相談も受けることができる。

・以上のような視点に加え、不登校児童生徒にとって学ぶ意義や学校の意義についても再度確認しつつ、庁内においても「多様な学び有識者会議」による意見聴取や、教育と保健・福祉との連携による一層の児童生徒支援、学校支援に努めたい。

「福知山市の子どもたちが豊かな学びを進めるために、福知山市として今後どのような取組を展開していくのか。今後の事業推進の視点と方向性を示されたい。」

・全国的な不登校児童生徒の増加、学校の在り方を見直す中で、平成28年には教育機会確保法（平成28年12月14日法律第105号）が制定され、義務教育課程にある児童生徒はもとより、全ての子どもたちに多様な学び場を提供し、教育の機会を十分に確保することが必要となっているところである。

・そのためには、多角的なアセスメントができるよう相談機能の再構築を、現在の子育て総合相談窓口を基本としながらも教育部門、保健・福祉部門などが多様にアクセスできる推進体制の構築、また家庭が抱える様々な課題にアウトリーチ型で対応する「不登校支援連携チーム」の活用と充実が必要と考えている。

・令和3年度からは「多様な学びの推進有識者会議」を設置して、本市にとって最も望ましい多様な学びの手法と機能について意見聴取を進めており、また全国の先進的な取組を進めている自治体、施設等の視察研修も進めている。

・本市としても、子どもや家庭の状況に応じた包括的な支援を進め、全ての子ども自らが選択することができる「学び」や「場所」を提供し、多様な学びや経験の機会の創出を推進していきたいと考えているところである。

(ウ) 田淵裕二議員

○GIGAスクール構想1年目の検証評価について

「学習用タブレット端末・大型ディスプレイ等が小中学校に配備導入されてから1年が経過した。導入当初から今日現在までの期間で、児童生徒及び教員についての学習用タブレットの端末の使用状況やタブレットの慣れ具合はどのような状況にあるのか。」

・児童生徒の学校での学習では、主にタブレット端末内のアプリを授業支援に活用しているほか、ドリル学習やインターネットでの調べ学習、観察や実験記録など学習に必要な動画や静止画の撮影、タブレット端末に記入した意見を大型モニターに送信しての意見集約や交流、電子図書館を活用した読書活動などに使用している。

・また、家庭学習でも同様で、ドリル学習を中心に活用が進んでいる。

・コロナ禍での学級閉鎖時には、健康観察に使用したり、アプリを使って課題を送信したりすることにも活用した。

・次に、タブレット端末の操作については、当初は扱いに戸惑いが見られる児童生徒もあったが、ほぼ毎日学校でタブレット端末に触れ活用が進むにつれ上達している。

・児童生徒のタブレット型端末の使用頻度が上がり、学習データの蓄積が高まる中で、福知山公立大学情報学部による「ラーニングアナリティクス」という学習データ分析により、個別最適化された学習の実現に向けた研究を進めているところである。

・教員のICT活用のスキルアップについては、GIGAスクール構想開始に先立ち、福知山公立大学情報学部との共同研究である「ラーニングイノベーション・プロジェクト」により、福知山市ならではのICT活用教育の推進を図ってきたところである。

・引き続き、福知山公立大学情報学部との総合監修を経て、各学校でICT研修やICT活用リーダーとなる教員の自主研修等を継続し、スキルアップを進めていくこととしている。

・現状としては、教員間にスキルの差はあるものの、教育委員会主催の全教員を対象としたタブレット端末の活用研修や学校の情報教育担当による校内研修などを重ねることにより教員のスキルが向上し、様々な授業場面での活用が増えてきている。

「教員からは、学習用タブレット端末導入による授業効率の向上や利便性の向上効果について、また学力向上への効果についての見解や評価が集まっているのか。」

・多くの教員から、授業効率の面では、学習に必要な動画や静止画をすぐに大型モニターを通して児童生徒と共有できることや、インターネットを活用した調べ学習などが教室で個別にでき、効率性が高いといった意見が多くある。

・また、利便性の面では、児童生徒の意見や回答を教員のタブレット端末に集約することや、教員からの課題を児童生徒の端末に送信することなど簡単かつスピーディにできるようになったと評価されている。

・さらに、児童生徒の活動の様子を記録し評価に生かせることや、プリント作成や印刷など紙資料の準備が不要となり、作業性の向上や時間的な効率化が図られている。

・そして、学力向上への効果については、AIドリルを使用することで自分に合っ

た進捗や問題に取り組ませることができ、児童生徒の個別最適な学習につなげている。

・個別の学習だけでなく、授業での話し合い活動やグループ学習にタブレット端末を利用することで、主体的・対話的で深い学びのある授業となり、これらのことから教員の評価は非常に高いと考えている。

「学習用タブレット端末の不具合や故障があった場合の対応で、授業を止めない対応はどのようにされているのか。また、本市の学校においてWi-Fi設備や学習用タブレット端末の不具合等の発生状況について聞かせてほしい。」

・現時点で、タブレット端末の大きな不具合や故障は発生していない。
・大型モニターに映し出されないケースがまれにあるが、その際は教員が再起動することにより速やかに復旧している。

・また、個々のタブレット端末の不具合が発生した場合は、各学校に配備している予備機で対応している。

・ICT支援員の学校訪問によるシステム不具合の対処や、教員間の情報共有により、授業を不具合で中断させないための予防対策も行っている。

・今年度は普通教室以外の場所でもタブレット端末を活用できるよう、特別教室や体育館のWi-Fi環境の整備等、ICT環境の充実を図っていくこととしている。

「学習用タブレット端末と紙資料や教科書との使用割合について教えてほしい。また、どのような使い分けをされているのか聞かせてほしい。」

・使用割合や使い分けについては、教科や授業内容、教員によって様々である。

・授業では、基本的には教科書を用いた学習を行っているが、様々な意見や考え方の交流を図ったり、児童生徒がインターネットでより深く調べるなど、教科書から発展的な学習をするときや深く掘り下げるときにタブレット端末を活用している。

・このように、授業では教科書とタブレット端末を内容に応じて効果的に使用している。

「学習用タブレット端末使用による授業は、文字拡大や文字入力作業において、弱視など見えにくさのある児童・生徒や、筆記用具を使用できない児童・生徒には効果的な学習資材となると考えている。その他、導入1年を終えての学習用タブレット端末の利点や問題点、課題について聞かせてほしい。」

・これまでに答弁しているようにタブレット端末の使用には、たくさんの利点があるところであるが、特別な支援が必要な児童生徒については学習支援としてのツールや学校に登校できない児童生徒を遠隔でつなげるツールなど、様々な配慮を要する児童生徒への活用も進みつつある。

・この1年を通じた課題点としては、学校間・教員間での活用スキルの差、児童生徒への情報モラルの育成、適切な使用時間や使用方法についての指導が挙げられ、引き続き教員研修や児童生徒への指導を充実させていきたい。

「学習用タブレット端末使用について、教員年齢にも影響されるが、教員自身で作成される副教材やプログラムについての使用基準や評価についての検討はどのように行われるのか。」

・教員がタブレット端末で教材・教具を作成する際には、特に動画や写真などの肖像権や著作権の問題に配慮しながら、ICTのよさを生かし、子どもたちがより分かりやすく使いやすい教材を作成している。

・また、タブレット端末の活用に長けた教員については、学校長の推薦により教育委員会においてICT達人教師として認定し、その知識や技能の普及を他の教員に進めていくことで、市全体の教員のスキルの向上に寄与するものと期待している。

「2024年度(令和6年度)から導入が検討されているデジタル教科書について、考えられる課題はどのようなものがあるか。」

・本市においては令和3年度から文部科学省学習者用デジタル教科書実証事業を受

け、一部の教科で先行して活用してきたところである。

- ・課題として挙げるのであれば、教員のスキルアップ、画面を見ることで目が疲れやすいなどの児童生徒の健康面への配慮などが考えられる。

- ・学力を定着させるため、これまでの手法とデジタル教材を効果的に活用することが今後も重要であり、本市ではどちらのよさも取り入れた教育を目指している。

○学校給食の地産地消のさらなる強化推進について

「米の地産地消の重量割合は100%で、週に1回実施されているパンは、京都市内の業者から納入されており、原材料の小麦の産地は福知山産が含まれているかどうかは不明とお聞きしました。野菜については、令和元年度の重量割合実績で17.2%の地場野菜が学校給食で使用されておりますが、果物については、福知山産は使用していないとの答弁がありました。令和3年度現在での地産地消割合についてお聞かせください。」

- ・令和3年度の野菜の地産地消の重量割合は19.1%となっており、令和元年度の17.2%と比較し1.9ポイント上昇している。

- ・また小麦粉、果物についての状況は、令和3年度においても変わっていない。

- ・栄養バランスや豊かな献立メニューを考えるに当たって多数の品目の食材が必要であるが、福知山産だけでは賅えないため、福知山産以外の食材の確保が不可欠となっている。

- ・そのような中でも、えびいもや万願寺とうがらしのように100%福知山産の野菜もある。

「本市の学校給食センターの食材の調達、福知山市学校給食会で実施されているとお聞きしていますが、その給食会で学校給食材の地産地消について議論はされているのかお聞かせください。また、食材の選定については、学校給食会の物資選定委員会で選定され、入札により決定しているとお聞きしていますが、この委員会についても地産地消への配慮はされているのかお聞かせください。1日7,500食の給食を製造するために、地産地消よりも全国からの食材確保だけが給食会や物資選定委員会の目標となっていないかお聞かせください。」

- ・福知山市学校給食会は、福知山産の食材を積極的に活用することを方針としており、福知山産を優先的に使用している。

- ・しかしながら、食材の調達にあたり、福知山産で必要な量が確保できない場合などは、物資選定委員会で選定した福知山産以外の野菜を購入しているところである。

「地産地消を進めるために、多くの地元農産物を活用できるようなメニューに工夫を凝らし、地場野菜をできるだけ多く納入していくように、地場野菜生産出荷組合連絡協議会との連携を強め、学校給食用野菜の計画生産・計画納入の年間計画を策定し、それに合わせた献立内容を検討しながら地産地消率を向上させることが必要と考えますが、その見解をお聞かせください。」

- ・福知山市学校給食会では、福知山産の野菜ができるだけ多く納入されるように、地場野菜生産出荷組合連絡協議会などに依頼している。

- ・具体的には、事前に学校給食に提供できる野菜の年間供給量をお聞きし、それに応じた献立内容を検討し、地産地消の向上に努めている。

- ・さらに、あらかじめ示された年間供給量に加えて福知山産の野菜が納入できないか、再度調整を行い、取組を強化している。

- ・また、調理作業に影響が出ない範囲で、サイズ・企画などに柔軟に対応しており、福知山産の野菜を提供しやすい体制を取っている。

「学校給食の推進は食育にあり、子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけて行く点で非常に重要であると認識しております。子どもたちが協力して野菜を育て収穫する体験をすることや、そのような取組を通して子どもたちは収穫の楽しさや大変さを知り、化学肥料を使わず安心安全で健康に優しい福知山野菜への

興味と関心をもって、地元の農産物への理解と感謝の気持ちを育む地産地消を体験しながら健やかに育ててもらいたいと思います。大橋市長の御所見をお聞かせください。」

- ・田渕議員の御意見のとおり、学校給食の推進は食育にあり、子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけて行く点で非常に重要であると認識している。

- ・学校給食において、安心安全な福知山産の食材を使用し、ジビエ給食や杉本シェフ考案メニューを取り入れ、ふるさとを愛する心や食の大切さ、命の大切さを伝えている。

- ・また、食を通じた環境保全への取組として今年度から、環境にやさしい米づくりへの支援として、市独自に有機JAS認証米や特別栽培米の作付に対して補助金を交付することとしている。

- ・学校給食に使用されている福知山産米を、この環境にやさしい米に置き換えることは、現時点では数量確保が困難であるが、いずれ学校給食において提供できるように検討していきたい。

- ・引き続き、農林担当部局と教育委員会が連携し、学校給食における食育と地産地消を推進してまいりたい。

昨日閉会しました令和4年市議会第2回定例会についてです。6月14日から16日にかけて一般質問がございまして、この3日間で7名の議員の方から9つのテーマに基づいた質問がございましたので、教育委員会として答弁させていただきました。

6月14日には、足立議員から「福知山在住の外国人の日本語学習について」ということで質問がありました。子どもについては、質問の内容が義務教育だけではなかったので、地域振興部や子ども政策室と連携しながら答弁をさせていただいております。

6月15日には、3名の方から質問がありました。1人目の尾嶋議員からは、「スクールカウンセラーの現況について」質問がありましたので、現況について答弁をさせていただいております。

2人目の森下議員からは、2点質問がありました。1点目は、「ヤングケアラー問題への対応は」ということで、子ども政策室と連携をしながら答弁をさせていただいております。2点目は、前回の教育委員会議でも少し話題にさせていただきました地域移行等を含めた中学校の部活動の在り方についての質問がございましたので答弁をさせていただいております。

3人目の金澤議員からは、「コロナ感染症第6波の実態と今後の対策について」、その中でも学校教育への影響について質問がありましたので答弁をさせていただいております。

6月16日にも3名の方から質問がありました。1人目の小松議員からは、「マスク着用や黙食などコロナによる制限を受ける子どもたちを取り巻く教育環境は」ということで、質問がありましたので答弁をさせていただいております。

2人目の大谷議員からは、「小・中学校の児童生徒への不登校対策について」ということで、質問がありまして答弁をさせていただいております。

3人目の田渕議員からは、2点質問がありました。1点目は、昨年度から実施しております「GIGAスクール構想1年目の検証評価について」ということで、質問がありまして答弁をさせていただいております。2点目は、「学校給食の地産地消化の更なる強化推進について」ということで、産業政策部と連携をして答弁させていただいております。

詳細については、資料を御覧いただきたいと思います。と思っております。

(2) 教育情報

ア 令和5年度京都府公立学校教員採用選考試験志願状況

・志願者数 1,810人 (昨年度 1,961人)

- ・全体倍率 4.9倍 (昨年度 4.7倍)
 - ※採用予定人数前年度より -50人
 - ※小学校 採用予定120人程度(±0) 志願者数478人(-13) 倍率4.0倍(-0.1)
 - ※中学校 採用予定80人程度(+5) 志願者数467人(-19) 倍率5.8倍(-0.7)

- ・筆記試験 6月25日(土)
- ・面接試験 7月2、3、9、10日 結果発表 8月2日(火) 予定
- ・2次試験 8月15日から8月24日
- ・採用候補者名簿登載 9月20日(火) 予定

イ 「こども家庭庁」設置法案成立

- ・6月15日(水) 成立 来年4月発足
- ・子どもの福祉や保健にかかわる政策の一元化(子ども政策の司令塔の役割)
 - ※教育政策は文部科学省
- ・3部門 ①企画立案・総合調整部門(政策の立案と関係省庁との調整)
 - ②成育部門(子育て支援)
 - ③支援部門(いじめ・虐待防止 貧困対策)
- ・「こども基本法」成立(こどもの定義…心身の発達過程にある者)

子どもの権利を守る基本理念が定められている。

続きまして、教育情報について2点あります。1点目は、令和5年度京都府公立学校教員採用選考試験志願状況で、6月10日に京都府教育委員会から公表されております。小学校、中学校、高等学校、特別支援学校合わせた志願者数は、1,810人で、昨年度から150人ほど減っておりますが、全体の倍率は、4.9倍と去年より少し上がっております。これはどういうことかと申し上げますと、採用人数が前年度より50人減っており、とりわけ高等学校では昨年度より40人採用予定人数が減っておりますので、採用予定人数が志願者数よりも減っている分、倍率が上がったということです。

小学校につきましては、採用予定人数が120人で、昨年度と同程度となっております。志願者数は、昨年度より13人減っていますが、倍率は4.0倍で、全国的にはかなり倍率が下がっている中で、京都府については、昨年度が4.1倍ですので、大きく下がりはありません。過去5年、6年遡ってみますと4倍程度で推移しておりますので、大きく変化しているということではございません。

中学校につきましては、採用予定人数が昨年度より5名増えており、志願者数が少し減っているため、倍率は5.8倍で、昨年度より0.7ポイント下がっております。5年前は、中学校の教科のトータルで13倍の倍率がありましたので、かなり減っております。5年前が13倍で、その後10倍を切るような数値でだんだん減ってきているというのが、中学校の傾向と言えます。なお、筆記試験については、既に6月25日に終わっておりまして、面接試験は、7月2日から土日を使って10日までになっており、1次試験の結果発表が8月2日、2次試験が8月15日から24日の間に行われまして、名簿登載の予定が9月20日となっております。試験のスケジュールは、教員確保のため年々少しずつ早くなってきております。

2点目は、「こども家庭庁」の設置法案成立についてです。ニュース等で御存じかと思いますが、6月15日に成立をしまして、来年4月からこども家庭庁が発足されることになっております。こども家庭庁設置の目的は、子どもの福祉や保健にかかわる政策の一元化、子ども政策の司令塔の役割を果たすためであり、3部門に分かれて様々な施策事業が行われていくことになっております。ただ、教育政策は引き続き文部科学省が中心となって行っていくことになっているようです。

こども家庭庁の設置法案成立に併せて、「こども基本法」も成立しておりまして、子どもの権利を守る基本理念が定められているということです。

以上2点報告しましたが、御質問、御意見はありませんか。

全委員 特になし。

廣田教育長 それでは、次に議題に入ります。

4 議事

(1) 議第5号(福知山市夜久野町文化コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について)

(2) 議第6号(福知山市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について)

(3) 議第7号(福知山市大江町過疎地域集会施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について)

廣田教育長 議第5号「福知山市夜久野町文化コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、議第6号「福知山市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、議第7号「福知山市大江町過疎地域集会施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」ですが、内容が関連していることもございますので3件併せて説明をお願いします。

浅田次長兼生涯学習課長兼中央公民館長 ～資料に基づき説明～

それでは議第5号、第6号、第7号について御説明いたします。

生涯学習課及び中央公民館所管の条例施行規則の一部を改正する規則の制定についての内容ということで、まとめて説明をさせていただきます。資料につきましては、1ページから10ページまでとなっております。まず2ページを御覧ください。

議第5号「福知山市夜久野町文化コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」です。

3ページの改め文を読み上げさせていただきます。「福知山市夜久野町文化コミュニティセンター条例施行規則の一部を次のように改正する。第4条中「納付」を「前納」に改め、同条に次のただし書を加える。ただし、教育委員会が特に理由があると認めたときは、後納とすることができる。」

4ページに新旧対照表を記載しております。第4条の使用料の納付について、より分かりやすく明確にするために文言を整理いたしました。続きまして、5ページを御覧ください。

議第6号「福知山市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」です。

6ページの改め文を読み上げさせていただきます。「福知山市立公民館条例施行規則の一部を次のように改正する。第10条の次に次の1条を加える。(使用料の後納) 第10条の2 次条第1号、第3号及び第4号の規定により、使用料の減免を受ける者が支払う冷暖房使用料、備品使用料及び設備使用料は、条例第5条第2項ただし書の規定により後納することができる。」

7ページに新旧対照表を記載しております。

公民館条例の第5条第2項では、「公民館の使用料は、前納しなければならない。ただし、国若しくは他の地方公共団体が使用する場合又は市長が特に必要があると認めたときは、後納とすることができる。」と定めております。このたび、後納できる場合について分かりやすく明確に

するため、施行規則に使用料の後納について追加をするものです。

続きまして、8ページを御覧ください。

議第7号「福知山市大江町過疎地域集会施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」です。

9ページの改め文を読み上げさせていただきます。「福知山市大江町過疎地域集会施設条例施行規則の一部を次のように改正する。第3条の次に次の1条を加える。(使用料の後納) 第3条の2 次条第2号の規定により使用料の減免を受ける者が支払う冷暖房使用料、備品使用料及び設備使用料は、条例第4条ただし書の規定により後納することができる。」

10ページに新旧対照表を記載しております。

先ほどの福知山市立公民館条例施行規則と同様の改正になりますが、この福知山市大江町過疎地域集会施設条例第4条においては、「集会施設を使用する者は、使用料を前納しなければならない。ただし、国若しくは地方公共団体が使用する場又は教育委員会が特に必要と認めたときは、後納とすることができる。」と定めております。このたび、後納できる場合を分かりやすく明確にするため、施行規則に追加をするものです。3件の施行規則の一部改正について、説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

廣田教育長 御質問、御意見はありませんか。

和田委員 福知山市夜久野町文化コミュニティセンターについて質問です。この施設を使用されるのは、太鼓を打たれる方やミュージックスクールをされる方など、限られたごくわずかな方だったように思います。こういった方は、使用するたびにその都度申請されるのではなく、1か月分の使用を申し込まれて使用料を前納されていると思います。この場合、何らかの事情によって使用できなかったということがあると思いますが、使用できなかった場合には、その都度使用料は返還されるのでしょうか。

浅田次長兼生涯学習課長兼中央公民館長 前納していただいた場合、何日か前にキャンセルを申し込まれると使用料を返還しなければならないケースが出てまいります。

和田委員 複数の団体が使用できる施設ではないので、ある団体が前日か当日に使用しない状況が発生した場合も使用料を返還しているということでしょうか。
体育館のように複数の団体が使用できるような広い施設ではないので、1つの団体が申し込まれると、その日に使用しようとしていた別の団体は、使用できなくなります。それでも先に申し込みをしていた団体が前日か当日にキャンセルをされたら使用料を返して、申し込みができなかった団体の方には我慢してもらおうということになるのでしょうか。

浅田次長兼生涯学習課長兼中央公民館長 当日キャンセルして空いているから、もし使用したいという方があったら使っていただけますかということですか。

和田委員 ある団体が申し込みをしたけれども既に使用申し込みをしておられる団

体があったために、後から申し込みをしようとした団体にはお断りをしなければなりませんね。そして、先に申し込みをしていた団体が前日か当日に使用できなくなったということになれば違約金として使用料を返さないことになるのか、それとも使用してなかったので全額返すことになるのかをお聞きしたいです。

浅田次長兼生涯学習課長兼中央公民館長

コミュニティセンターの使用料については、既納の使用料は原則還付しないこととなっておりますが、教育委員会が必要であると認めたときは全部または一部を還付することができるとなっております。例えば自然災害などによってキャンセルを余儀なくされた場合には、還付をさせていただきますようになっております。

和田委員

小さい施設で一団体しか使用できない施設ですので、キャンセルしたときには、何日前にキャンセルをしないと使用料を返還しないと内規で決めておいていただかないと、担当者によって返したり返さなかったりという事態が起こり得る可能性があります。使用料返還の基準について御検討いただきますようお願いいたします。

浅田次長兼生涯学習課長兼中央公民館長

説明が不十分で申し訳ありません。コミュニティセンターについては、内規に使用料の還付として定めております。先ほど申しました天災、地変の場合については取り消しを願い出、若しくは変更を願い出た場合、使用料の全額を還付します。また、使用者が使用日の3日前までに取り消し、若しくは変更を願い出た場合使用料の10分の7、その他教育委員会が特に理由があると認めた場合は使用料の10分の5を還付するというので、内規によって定めております。

廣田教育長

ほかに御質問等ありますでしょうか。

全委員

特になし。

廣田教育長

それでは、1件ずつ確認をさせていただきます。
まず、議第5号「福知山市夜久野町文化コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」議決ということでしょうか。

全委員

異議なし。

廣田教育長

次に、議第6号「福知山市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」議決ということでしょうか。

全委員

異議なし。

廣田教育長

次に、議第7号「福知山市大江町過疎地域集会施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」議決ということでしょうか。

全委員

異議なし。

廣田教育長 次に、議第8号「福知山市立公民館運営審議会委員の委嘱について」の説明をお願いします。

(4) 議第8号(福知山市立公民館運営審議会委員の委嘱について)
浅田次長兼生涯学習課長兼中央公民館長 ～資料に基づき説明～

議第8号「福知山市立公民館運営審議会委員の委嘱について」御説明いたします。

資料につきましては、会議案の11ページから14ページまでとなっております。

令和4年7月26日で現在の福知山市立公民館運営審議会委員の任期が満了となりますので、新たに令和4年7月27日から令和6年7月26日までの2年間の任期で、福知山市立公民館運営審議会委員を委嘱させていただきたいと思っております。

12ページの福知山市立公民館運営審議会委員(案)を御覧ください。区分については、学校教育関係者と社会教育関係者からなっております。氏名の横に、再任または新任の別を書かせていただいております。備考欄には御推薦いただいている団体を記入しております。下2名は、公募委員となっております。

学校教育関係者として川端那美代様、社会教育関係者として上から順に、大槻紘様、芦田收様、森井友美様、玉井佐代子様、佐々木康子様、善積里美様、大槻祐一様、正木好美様、藤原博様、桐本章広様、芦田義孝様、田中正志様、小原一泰様、橋本善信様、志賀敏之様、濱友啓様となっております。本多洋子様と衣川正彦様につきましては、令和4年5月30日から6月17日まで公募し、今年度、御応募いただいた方の中から公募委員として2名御就任いただくことを考えております。

13ページと14ページに関係法規を添付しております。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

廣田教育長 御質問、御意見はありませんか。

和田委員 意見としてお聞きいただきたいと思います。公民館を運営する会議には公民館運営審議会と公民館連絡協議会の2つの大きな組織があります。公民館連絡協議会については、公民館長さんと主事さんからなっている組織だったと思っておりますし、公民館運営審議会については、19名中10名は公民館長さんが入っておられますが、公民館運営審議会の役割を考えると、公民館を活用されるサークルや公民館を利用して生涯学習に関係しておられる方々にもう少し御就任いただいた方がいいのではないかと思います。公民館の館長さんであれば、公民館連絡協議会で意見が述べられますので、代表で数名入っていただければいいと思います。ですから公民館運営審議会については、市民の方の意見がもっと反映されるような委員の構成になった方がいいのではないかと思います。今後また見直しをする機会がありましたら、そういう意見もあったということでご参考にしていただけたらと思います。

浅田次長兼生涯学習課長兼中央公民館長
御意見いただきましてありがとうございます。

確かに公民館を利用されている方の御意見を反映させていくことも大切だと思っておりますので、また今後、審議会の委員を選んでいく場合には御意見を参考にさせていただきたいと思えます。

廣田教育長 ほかに御質問等ありますでしょうか。

全委員 特になし。

廣田教育長 それでは、議第8号について議決ということによろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

廣田教育長 次に報告・説明事項の教育長決裁による後援承認事項について説明をお願いします。

5 報告・説明事項

(1) 教育長決裁による後援承認事項について

小笠原教育総務課長補佐兼企画管理係長 ～資料に基づき報告～

No. 9 C o C o ショット～三和ふるさと写真コンテスト～

No. 10 第44回京都府北部児童・少年少女合唱団交歓演奏会

No. 11 第53回テニスまつり

No. 12 令和4年度京都府スポーツ少年団軟式野球交流大会（兼）
第44回全国スポーツ少年団軟式野球交流大会京都府予選会

No. 13 健康ボウリング教室

No. 14 第65回福知山市民俳句大会

廣田教育長 後援承認について御質問や御意見がありましたらお願いします。

全委員 特になし。

6 閉会

廣田教育長が閉会を宣言。